令和８年５月２５日

在校生の生徒及び保護者のみなさまへ

高等学校等就学支援金の申請等について（お知らせ）

高校授業料の無償化制度である高等学校等就学支援金につきましては、令和８年度より法律等が改正されたことに伴い、毎年の手続きについても下記のとおり変更がありますので、申請していただきますようお願いいたします。

● 申請の時期・認定期間について

	申請の時期	認定期間
令和８年度から (変更後)	**毎年４月に１回、申請が必要 （毎年７月の申請は不要）** ※令和８年度は、新制度への移行に係る処理の都合上、申請時期は６月末までとなっております。	**４月～翌年３月**
〈参考〉 令和７年度まで	１年生（入学年度）の４月及び７月、 以降毎年７月に申請が必要	４月の申請：４月～６月 ７月の申請：７月～翌年６月

● 令和８年４月から令和８年６月の取扱いについて

令和８年度より、生徒本人の国籍・在留資格等の要件が追加されました。

つきまして、令和７年度中に申請していただいた結果、**令和８年４月から６月まで認定（支給決定）となっていた方におかれましても、今回申請いただき、生徒本人の国籍・在留資格等を確認のうえ、改めて令和８年４月から令和９年３月について審査結果をお示しいたします。**

【お問い合わせ先】
大阪立阿武野高等学校　事務室　【電話】０７２-６９３-４６７０
大阪府教育庁 施設財務課 就学支援金担当
【電話】府民お問い合わせセンター ピピっとライン：06−6910-8001

